

沖縄県生活環境保全条例（概要）について

1 制定の経緯及び必要性

- (1) 県は、沖縄県公害防止条例（昭和51年沖縄県条例第2号）で、工場及び事業場からの公害の防止に関し必要な事項を定め、産業型公害の防止の施策を講じてきたところであるが、公害問題の態様が産業型公害から都市生活型公害へと変化してきており、また、生活環境の保全等のためには事業活動及び日常生活に伴って生ずる環境への負荷を低減する施策の推進が必要となっている。
- (2) こうした環境をめぐる状況が変化してきたことを踏まえ、現在及び将来にわたって、県民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境を保全していくためには、現行の沖縄県公害防止条例の公害に係る規制措置を見直すとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会に変えていくための事業者及び県民の取組について定めることが必要となっている。
- (3) このことから、県民の生活環境の保全等に関する施策を推進するため、沖縄県公害防止条例の全部を改正し、沖縄県生活環境保全条例を制定する必要がある。

2 制定条例の概要

(1) 総則（第1章）

- ア この条例の目的及び用語の定義について規定する。（第1条及び第2条）
- イ 県の責務及び米軍基地環境問題への取組について規定する。（第3条及び第3条の2）
- ウ 事業者及び県民の責務等について規定する。（第4条から第6条まで）

(2) 生活環境の保全等に関する規制等（第2章）

- ア ばい煙、粉じん及び排出水に係る規制として、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び汚水等排出施設の設置の届出、排出基準に適合しないばい煙の排出の禁止、排水基準に適合しない排出水の排出の禁止、粉じん発生施設に係る構造等基準の遵守等について定めることとする。（第7条から第35条まで）
- イ 土壌の汚染防止に関する措置として、特定有害物質等の管理状況に関する点検、土壌基準に適合しない土壌の特定有害物質による汚染の届出等について定めることとする。（第36条から第40条まで）

(3) 環境への負荷の低減（第3章）

- ア 知事は環境負荷低減のための行動指針を定めること、特定事業者は自ら環境負荷低減計画に基づき環境への負荷の低減に努めること等を定めることとする。（第41条から第44条まで）
- イ 事業活動に伴う排水対策の推進、生活排水対策の推進及び自動車の運行に伴う環境への負荷の低減に関する規定を定めることとする。（第45条から第48条まで）

(4) 補則（第4章）

- 公害防止に関する勧告、公害防止担当者の選任、報告及び検査等を定めることとする。（第49条から第55条まで）

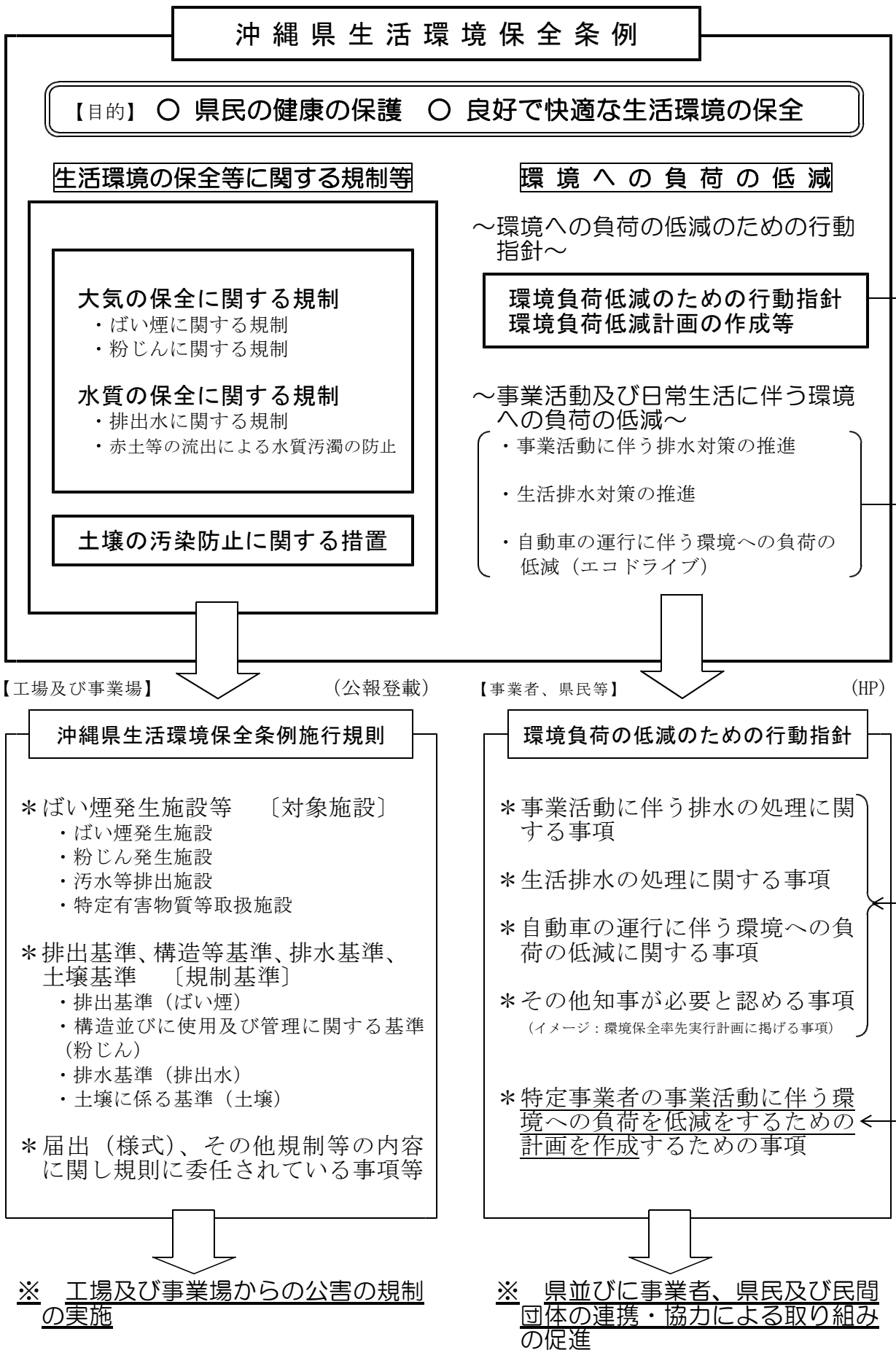
(5) 罰則（第5章）

- 条例の規定及びこれによる命令等に違反した者に対する罰則について定めることとする。（第56条から第62条まで）

(6) 附則

- ア この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。（附則第1項）
- イ 排出基準等の設定、環境負荷低減のための行動指針の策定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる旨準備行為に関する規定を定めることとする。（附則第2項）
- ウ 旧条例の許可を受けた者又は届出をした者についての経過措置を定める。（附則第3項から第6項まで）
- エ 新条例の施行の際ばい煙発生施設等を設置している者についての経過措置を定める。（附則第7項から第12項まで）
- オ 新条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨定めることとする。（附則第13項）
- カ 沖縄県公害防止条例の改正に伴い、沖縄県環境基本条例の一部を改正する。（附則第14項）

【 条例の構成イメージ 】



生活環境の保全等に関する規制等(第2章)

第1節 大気の大気に関する規制

第1款 ばい煙に関する規制

I 規制の概要 **整理(継続)**

1. 排出基準の設定(第7条)
2. ばい煙発生施設の設置等の届出(第8条～第10条)
3. 計画変更命令等(第11条)
4. 実施の制限(60日)(第12条)
5. ばい煙の排出の制限(第15条)
6. 改善命令等(第16条) * 大気汚染防止法の規定内容に即した整理
7. ばい煙量等の測定(第17条)
8. 報告及び検査(第53条)

〔参考〕ばい煙発生施設(対象施設は規則で整理)

継続 関係法で規制する施設より規模の小さいものについて裾出し規制

- ボイラー
- 金属溶解炉(金属の精製・ casting用)
- 焼成炉・溶解炉(窯業製品の製造用)
- 反応炉・直火炉(無機化学工業品・食料品の製用)
- 廃棄物焼却炉

第2款 粉じんに関する規制

I 規制の概要 **整理(継続)**

1. 粉じん発生施設の設置等の届出(第19条～第20条)
2. 基準遵守義務(第21条)
3. 基準適合命令等(第22条) * 大気汚染防止法の規定内容に即した整理
4. 報告及び検査(第53条)

〔参考〕粉じん発生施設(対象施設は規則で整理)

継続 関係法で規制する施設より規模の小さいものについて裾出し規制

- 鉱物・土石の堆積場
- ベルトコンベア・バケットコンベア(鉱物・土石・セメントの用)
- 破砕機・摩砕機(鉱物・岩石・セメントの用)
- ふるい(鉱物・岩石・セメントの用)
- 粉碎施設・ふるい(飼料・有機質肥料製造用)

新規 関係法で規制していない施設について横出し規制

- ベルトコンベア・バケットコンベア(おがくず・木材チップの用)
- 破砕機・摩砕機(木材・コンクリートの用)
- ふるい(木材・コンクリートの用)

第2節 水質の保全に関する規制

第1款 排水に関する規制

I 規制の概要 **整理（継続）**

1. 排水基準の設定（第24条）
2. 汚水等排出施設の設置等の届出（第25条～第27条）
3. 計画変更命令等（第28条）
4. 実施の制限（60日）（第29条）
5. 排水の排出の制限（第31条）
6. 改善命令等（第32条） * 水質汚濁防止法の規定内容に即した整理
7. 排水の汚染状態の測定（第33条）
8. 報告及び検査（第53条）

【参考】汚水等排出施設（対象施設は規則で整理）

整理（継続） 関係法で規制する施設より規模の小さいものについて掘出し規制

- 共同調理場に設置される厨房施設

整理・移行（継続） 関係法で規制していない施設について横出し規制

- 厨房施設（パン・菓子製造業の用）

第2款 赤土等の流出による水質汚濁の防止

○赤土等の流出による水質汚濁の防止の措置は、別条例で定めるところによる旨規定（第35条）

* 赤土等流出防止条例（平成7年10月施行）による規制

第3節 土壌の汚染防止に関する措置

○措置の概要 **新規**

1. 土壌の汚染を生じさせないための特定有害物質等の適正管理義務（第36条）
2. 特定有害物質等の管理状況に関する点検（第37条）

【参考】特定有害物質等取扱施設（対象施設は規則で整理）

新規 関係法で規制する施設等について操業中における規制（関係法では廃止後の規制）

- 特定有害物質等をその施設において製造し、使用し、又は処理する水質汚濁防止法の特定施設
- 石油卸売業、燃料小売業又は倉庫業の用に供する貯油施設・油水分離施設

3. 土壌基準に適合しない土壌の特定有害物質による汚染の届出等（第38条）
4. 特定有害物質取扱事業場周辺の土地の土壌等の汚染状況調査（第39条）
 - 特定有害物質取扱事業場：特定有害物質取扱施設を設置している工場又は事業場
5. 汚染対策の実施に対する指導等（第40条）

* 土壌汚染対策法を補完するための規定整備

環境への負荷の低減（第3章 第1節）

◎環境負荷低減のための行動指針

- 知事は、県環境審議会の意見を聴いた上で、「環境負荷低減のための行動指針」を策定、県ホームページで公表等（第41条～第42条）

事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動指針

* イメージ：環境保全率実行計画に掲げる事項など

(1) 事業者の事業活動及び県民の日常生活に伴う環境負荷低減のための行動指針

- ・ 事業活動に伴う排水の処理に関する事項
- ・ 生活排水の処理に関する事項
- ・ 自動車の運行に伴う環境への負荷の低減に関する事項
- ・ その他（一般的な行動指針）

・ **省エネルギー**（エコオフィス活動、アイドリングストップなどのエコドライブ、従業員の通勤における取組、エネルギー使用の合理化等）

・ **廃棄物の削減・リサイクル**（マイバック利用、詰替商品の利用、適正なゴミの分別等）

(2) 特定事業者の事業活動に伴う環境への負荷を低減するための行動指針

- ・ 一般的な事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減より効果の大きな事項

・ **省エネルギー**（エコオフィス活動、ESCO 事業、省エネルギー型設備・機器の導入、輸送方法の合理化、屋上緑化等）

・ **廃棄物の削減・リサイクル**（廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理等）

- ・ 環境負荷低減計画作成指針

- ・ 環境負荷低減計画の作成（様式等）
- ・ 環境負荷低減計画の行動実践
- ・ 環境負荷低減計画の自己評価

◎環境負荷低減計画の作成等

- 特定事業者は、環境負荷低減のための行動指針に沿って、環境負荷低減計画に基づき、環境への負荷の低減に努力（第43条）
- 知事は、必要と認めるときは、当該計画等を報告させ、必要な指導、助言（第44条）

※ すべての県民、事業者による日常生活や事業活動における、環境負荷の低減に向けた自主的な取組が進むような仕組み

○ 新条例における罰則（量刑比較）

(改正後)	(現行)
<p>2章 生活環境の保全に関する規制等</p>	<p>3章 公害の発生源の規制</p>
<p>1節 大気に関する規制</p>	
<p>1款 ばい煙に関する規制</p>	
<p>※ 大気汚染防止法に基づく罰則に準拠</p>	
<p>設置の届出、構造等の変更の届出 3月以下の懲役 ← (構造等の変更の届出：懲役なし) 30万円以下の罰金 ← 5万円以下の罰金</p>	
<p>経過措置、実施の制限 20万円以下の罰金 ← 5万円以下の罰金 ※ 経過措置：新たにある施設がばい煙発生施設となった際に、現に当該施設を設置している者は、30日以内に知事に届出なければならない。(粉じん発生施設、汚水等排出施設も同様) 実施の制限：ばい煙発生施設の設置等は、届出受理後、60日を経過した後でなければ、設置等を行えない。(汚水等排出施設の場合も同様)</p>	
<p>計画変更命令等、改善命令等 1年以下の懲役 ← 1年以下の懲役 100万円以下の罰金 ← 10万円以下の罰金</p>	
<p>氏名の変更等の届出、承継 5万円以下の過料 ← 3万円以下の罰金</p>	
<p>ばい煙の排出の制限 6月以下の懲役 ← 6月以下の懲役 50万円以下の罰金 ← 10万円以下の罰金 ばい煙の排出の制限（過失の場合） 3月以下の禁錮 ← (なし) 30万円以下の罰金 ← (なし) ※ ばい煙の排出の制限：ばい煙排出者（ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者）は、排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。(汚水等排出施設も同様)</p>	
<p>事故時の措置 6月以下の懲役 ← (なし) 50万円以下の罰金 ← (なし)</p>	
<p>報告及び検査 20万円以下の罰金 ← 5万円以下の罰金</p>	

(改正後)	(現行)
<div data-bbox="402 322 766 389" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">2 款粉じんに関する規制</div>	
<div data-bbox="370 421 995 488" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: fit-content;">※ 大気汚染防止法に基づく罰則に準拠</div>	
<div data-bbox="370 519 1353 680" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>設置の届出、構造等の変更の届出、経過措置</p> <p>(なし) ← _____ 3月以下の懲役 <small>(構造等の変更の届出：懲役なし)</small></p> <p><u>20万円</u>以下の罰金 ← _____ <u>5万円</u>以下の罰金</p> </div>	
<div data-bbox="370 716 1353 846" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>基準適合命令等</p> <p><u>6月</u>以下の懲役 ← _____ (なし)</p> <p><u>50万円</u>以下の罰金 ← _____ (なし)</p> </div>	
<div data-bbox="370 878 1353 976" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>氏名の変更等の届出、承継</p> <p><u>5万円</u>以下の過料 ← _____ <u>3万円</u>以下の罰金</p> </div>	
<div data-bbox="370 1012 1353 1106" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>報告及び検査</p> <p><u>20万円</u>以下の罰金 ← _____ <u>5万円</u>以下の罰金</p> </div>	

(改正後)	(現行)
2 節 水質の保全に関する規制	
1 款 排水水に関する規制	
※ 水質汚濁防止法に基づく罰則に準拠	
設置の届出、構造等の変更の届出 3月以下の懲役 30万円以下の罰金	3月以下の懲役 (構造等の変更の届出：懲役なし) 5万円以下の罰金
経過措置、実施の制限	20万円以下の罰金
計画変更命令等、改善命令等	1年以下の懲役 100万円以下の罰金
氏名の変更等の届出、承継	5万円以下の過料 (※ 水質汚濁防止法：10万円以下の過料)
排水水の排出の制限	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
排水水の排出の制限 (過失の場合)	3月以下の禁錮 30万円以下の罰金
事故時の措置	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
報告及び検査	20万円以下の罰金
2 款 赤土等の流出による水質汚濁の防止 ※ 罰則なし	
3 節 土壌の汚染防止に関する措置 ※ 罰則なし	

